

住所異動の手続きのご案内

卒業や入学、転勤と異動の多い時期となりました。
 そこで住所の異動とその他の関係手続きについてご案内します。
 不明な点はあらかじめ問い合わせしてから手続きをしてください。

問合せ先 市役所市民窓口グループ
 ☎52-1111 (内線214・218)



転入届・転出届・転居届

- ・届出場所…市役所市民窓口グループ
- ・届出人…本人もしくは同一世帯の家族

※同一世帯の家族以外が窓口にお越しの場合、**委任状と異動者本人の身分を証明するもの(免許証など)**が必要になります。

※土・日曜日、祝日、平日の時間外は住所異動の届出はできません。

種類	どんなときに	届出期間	必要なもの
転入届	ほかの市町村から高浜市への住所異動	新住所に実際に住み始めた日から14日以内	・転出証明書(旧住所地でとってきてください) ・印かん ・身分を証明するもの(免許証など)
転出届	高浜市からほかの市町村への住所異動	転出(予定)日の14日前から転出(予定)日まで	・印かん ・身分を証明するもの(免許証など)
転居届	市内での住所異動	新住所に実際に住み始めた日から14日以内	・印かん ・身分を証明するもの(免許証など)

※各種届出に伴う必要なものの詳細は、一覧表で確認してください。

住民票の異動に伴うその他の手続き

項目	手続きに必要なもの	問合せ先
国民健康保険	・被保険者証 ・印かん ※転出の場合転出(予定)日で資格がなくなります。	市民窓口グループ国民健康保険担当(市役所1階:窓口3番) ☎52-1111(代)
国民年金 年金受給者	・印かん ・年金手帳 ・印かん ・年金証書	市民窓口グループ年金担当(市役所1階:窓口3番) ☎52-1111(代)
後期高齢者医療 子ども医療 母子家庭等医療 障害者医療 精神障害者医療 後期高齢者福祉医療	・被保険者証 ・印かん ・受給者証(転出・転居時の場合) ・印かん ・健康保険被保険者証 ※所得証明書が必要な場合があります。	市民窓口グループ医療担当(市役所1階:窓口2番) ☎52-1111(代)
児童・生徒の異動 園児の異動		・学校経営グループ ・子育て施設グループ (両方とも市役所3階:窓口16番) ☎52-1111(代)
上下水道の使用開始・中止		・上下水道グループ (市役所2階:窓口9番) ☎52-1111(代)
妊婦、乳児健康診査 予防接種 ※母子健康手帳を所有している方	・母子健康手帳 ・印かん ・前住所地発行の妊婦・乳児健康診査受診票(お持ちの方のみ) ※転入時のみ手続きが必要です。	いきいき広場内保健福祉グループ ☎52-9871